

14 廃棄物

14-1 建設工事による副産物の発生量

14-1-1 建設工事による工種ごとの副産物発生量

工事の実施（切土工等又は既存の工作物の除去、トンネルの工事）に伴う、工種ごとの副産物の発生量は表 14-1-1-1 に示すとおりである。

表 14-1-1-1 建設工事に伴う副産物発生量

建設副産物の種類	切土工等又は既存の工作物の除去 (地表式又は掘割式、高架橋、橋梁、 地上駅、変電施設、保守基地)	トンネルの工事 (山岳トンネル、非常口(山岳部))
建設発生土	約 760,000 m ³	約 6,000,000 m ³
建設汚泥	約 19,000 m ³	約 400,000 m ³
コンクリート塊	約 27,000 m ³	—
アスファルト・コンクリート塊	—	約 2,700 m ³
建設発生木材	約 4,600 t	—

14-1-2 建設工事による発生箇所ごとの副産物発生量

工事の実施（切土工等又は既存の工作物の除去、トンネルの工事）による、発生地域ごとの副産物の発生量は表 14-1-2-1 に示すとおりである

表 14-1-2-1 建設工事による発生地域ごとの副産物発生量

市町村名	発生地域	建設発生土		建設発汚泥		コンクリート塊		アスファルト・コンクリート塊		建設発生木材	
		切土工等又は既存の工作物の除去(万m ³)	トンネルの工事(万m ³)	切土工等又は既存の工作物の除去(万m ³)	トンネルの工事(万m ³)	切土工等又は既存の工作物の除去(万m ³)	トンネルの工事(万m ³)	切土工等又は既存の工作物の除去(万m ³)	トンネルの工事(万m ³)	切土工等又は既存の工作物の除去(万t)	トンネルの工事(万t)
上野原市	秋山安寺沢	0.7	32.6	0.1未満	0.3	0.1未満	—	—	0.1未満	0.1未満	—
都留市	小形山(保守基地)	2.5	—	0.1	—	0.1	—	—	—	0.1未満	—
笛吹市	境川町石橋	5.2	—	0.1未満	—	0.0	—	—	—	0.1未満	—
甲府市	上曾根	5.2	—	0.1	—	0.2	—	—	—	0.1未満	—
	小曲町	2.4	—	0.1未満	—	0.1	—	—	—	0.1未満	—
	西下条町	2.4	—	0.1未満	—	0.1	—	—	—	0.1未満	—
	大津町	5.2	—	0.2	—	0.2	—	—	—	0.1	—
中央市	成島(保守基地)	3.2	—	0.1	—	0.1	—	—	—	0.1未満	—
	成島	1.9	—	0.1未満	—	0.1	—	—	—	0.1未満	—
	上三條	4.9	—	0.1	—	0.3	—	—	—	0.1未満	—
	布施	3.2	—	0.1	—	0.2	—	—	—	0.1未満	—
	臼井阿原	2.1	—	0.1未満	—	0.1未満	—	—	—	0.1	—
南アルプス市	藤田	4.9	—	0.1	—	0.3	—	—	—	0.1未満	—
	田島	6.1	—	0.1	—	0.2	—	—	—	0.1未満	—
	荊沢	5.5	—	0.2	—	0.2	—	—	—	0.1未満	—
富士川町	小林	5.1	—	0.2	—	0.2	—	—	—	0.1未満	—
	最勝寺	7.7	—	0.3	—	0.2	—	—	—	0.1未満	—
	最勝寺(トンネル)	0.4	56.1	—	0.5	0.1未満	—	—	0.1	0.1未満	—
	高下	4.2	181.9	0.2	14.1	0.2	—	—	0.1	0.1未満	—
早川町	大原野	2.8	325.9	—	24.7	0.1未満	—	—	0.1	0.1未満	—
	計	75.6	596.5	1.9	39.6	2.7	—	—	0.3	0.5	—
	合計	672.1		41.5		2.7			0.3	0.5	

注 1. 端数の関係で、合計値が一致しない場合がある。

14-2 発生量の算出方法

14-2-1 建設工事に伴う副産物

(1) 建設発生土

地表式又は掘割式、高架橋、橋梁、地上駅、変電施設、保守基地、山岳トンネル、非常口（山岳部）の建設工事において、掘削により発生する土の量を算出し、建設発生土^{※1}の発生量とした。地表式又は掘割式、高架橋、橋梁、地上駅の発生量については、掘削断面積に開削工事延長を掛けることで算出した。山岳トンネル、非常口（山岳部）の発生量については、掘削断面積にトンネル延長を掛けることで算出した。なお、変電施設及び保守基地については、切土量に対して、盛土量の方が多いため、建設発生土は生じていない。

(2) 建設汚泥

高架橋、橋梁、地上駅の建設工事において、場所打ち杭のコンクリート打設時に発生する建設汚泥を算出し、建設汚泥の発生量とした。また、山岳トンネル、非常口（山岳部）の発生量は、山岳トンネル、非常口（山岳部）の建設工事において、濁水処理工より発生する建設汚泥を算出し、建設汚泥の発生量とした。建設汚泥の発生量は、これらの工種より発生する建設汚泥の合計とした。

(3) コンクリート塊

高架橋、橋梁、地上駅の建設工事において、場所打ち杭の杭頭処理より発生するコンクリート塊の量を算出し、コンクリート塊の発生量とした。発生量については、杭断面積に杭頭処理延長を掛けることで算出した。

(4) アスファルト・コンクリート塊

山岳トンネル、非常口（山岳部）の建設工事において、施工ヤードの舗装の撤去により発生するアスファルト・コンクリート塊の量を算出し、アスファルト・コンクリート塊の発生量とした。発生量は、既存道路や施工ヤードの体積より算出した。

(5) 建設発生木材

高架橋、橋梁、地上駅の建設工事において、コンクリート打設の施工に用いる木製型枠の量を算出し、建設発生木材の発生量とした。発生量については、構造物の体積より算出した。

※1 建設発生土は、トラック運搬量を想定し、掘削土をほぐした後の膨張量を加算した土量である。

14-2-2 供用時の廃棄物

鉄道施設（駅）の供用に伴う廃棄物は、駅から発生する廃棄物とした。

駅からの廃棄物の発生量は、平成 20 年度の東海道新幹線新横浜駅の乗降人員と新横浜駅より発生した廃棄物の量から算出した原単位と、想定される乗降人員を掛けることで算出した。

14-3 廃棄物等の一般的な処理・処分の方法

14-3-1 建設工事に伴う副産物の一般的な処理・処分の方法

山梨県における建設工事に伴う副産物の一般的な処理・処分の方法を図 14-3-1-1 に示す。

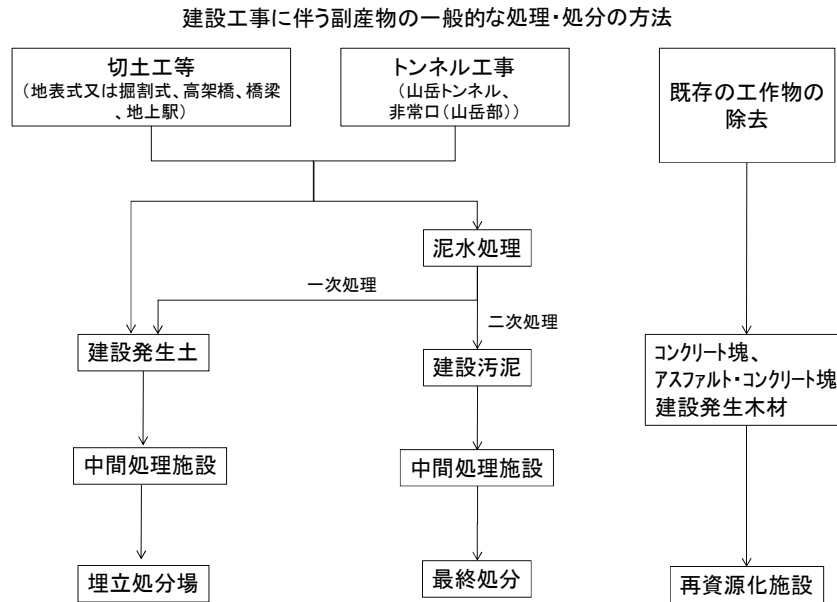


図 14-3-1-1 建設工事に伴う副産物の一般的な処理・処分の流れ

14-3-2 鉄道施設の供用に伴う廃棄物の一般的な処理・処分の方法

山梨県における施設の供用に伴う廃棄物の一般的な処理・処分の方法を図 14-3-2-1 に示す。

鉄道施設の供用に伴う廃棄物の一般的な処理・処分の方法

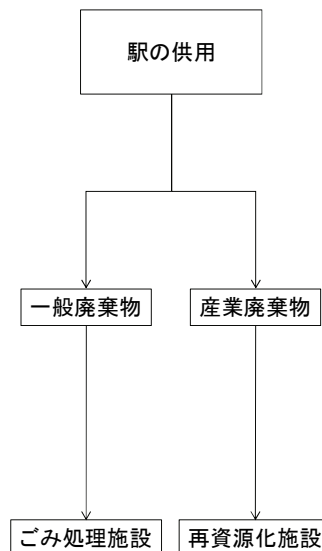


図 14-3-2-1 施設の供用に伴う廃棄物の一般的な処理・処分の流れ

